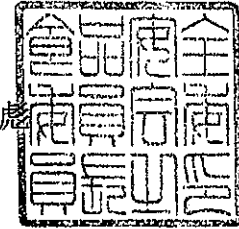




府食第444号
平成19年2月22日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会
委員長 見上 處



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成19年2月16日付け厚生労働省発食安第0216011号により貴省
から当委員会に対し照会された事項について、次のとおり回答します。

記

以下の場合には、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1
項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、
同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない
ときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき定
められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第3
器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法 2 強度等試験
法に新しい試験を設けるとともに、E 器具又は容器包装の用途別規格 1
容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰め食品を除く。以下この項に
おいて同じ。）の容器包装の（4）について、箱状等の容器包装に対しては上記
の新しい試験による強度評価を適用することができる旨の変更を行おうとする
場合。